

はじめに

◎第19期286回隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：小中、葛西、安部、扇谷、田中、濱田、吉田、森委員

欠席委員：仁田、影原委員

開催日時：平成23年3月17日（木） 14：10～15：50

開催場所：隠岐郡隠岐の島町西町 JFしまね西郷支所3階会議室

議題

1. 第6次島根県栽培漁業基本計画について（諮問）

知事より沿岸漁場整備開発法第7条の2の規定により、本会に諮問がされました。内容については隠岐海区便り Vol.42 ご参照下さい。

なお基本計画原案に関して県民の方、関係機関から意見を募集しました。



- ・栽培漁業をもっと積極的に推進して欲しい。魚種の拡大やPRをすべき。
- ・中間育成への推進体制や方法等を効率的にするための体制作りを進めて欲しい。
- ・関係機関からの反対意見無し。

【対象魚種・放流数量・大きさ】

種類	放流数量	放流時の大きさ
マダイ	1,000千尾	70mm
ヒラメ	700千尾	80mm
アカアマダイ	10千尾	70mm
アワビ	500千個	30mm

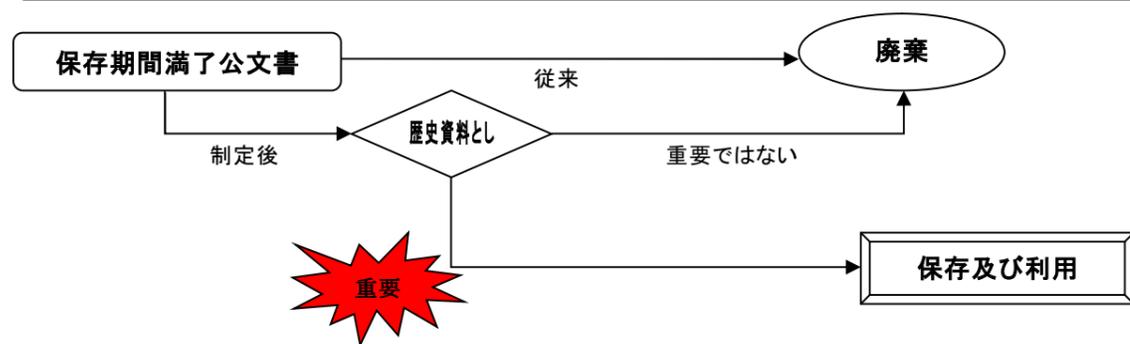
- ※1. 第5次計画で対象としていた「オニオコゼ」については、漁業者等の意向を踏まえて削除。
- ※2. アカアマダイ放流時の大きさが、100mmから70mmに変わっているが、これは研究の結果70mmでも天然海で生き残ることができることが、全国で実証されたため第5次計画より小さくしている。

《審議の結果》この諮問について、異議なしの答申をすることになりました。

2. 隠岐海区漁業調整委員会が管理する公文書に関する規程の制定について（協議）

事務局から規程制定経緯及び内容について説明がありました。

- ・近年、消えた年金記録やC型肝炎資料放置等、行政のずさんな文書管理がとりざたされてきた。
- ・国にて統一的な文書管理ルール並びに歴史資料として重要な公文書の保存及び利用を目的とした「公文書の管理に関する法律」が制定。県でも「島根県公文書等の管理に関する条例」が平成23年4月1日から施行。同条例に併せて本会でも、公文書に関する規則及び規程を制定することとなった。



【協議の結果】この規程制定について、委員会として異議無しの回答をすることになりました。

3. 資源管理・漁業所得補償対策に係る島根県資源管理指針について（報告）

～資源管理・漁業所得補償対策とは～

国民に安定的な水産物供給を図ることを目的とした対策であり、そのためには漁業の経営が安定的に行わなければならないということを趣旨とし、収入安定対策とコスト対策を組み合わせた総合的な所得補償制度。

この収入安定対策を受けるためには、漁業者の方は資源管理計画を作成し、資源管理に取り組まなければなりません。なお、この資源管理には今まで行ってきた自主的資源管理(漁期の制限、操業時間の制限等)も含まれます。

当会では4月から資源管理に取り組む漁業者に対し、計画の骨子となる県の指針案が策定されたので、このことについて県担当者から報告がされました。

委員からは、事前協議等がきちんとされているか等の確認がされました。

4. 「沿岸くろまぐろ漁業届出等」に係る日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）

県担当者よりこのことについて報告が行われました。

- ・当該委員会指示は沿岸における自由漁業(曳き縄、一本つり)を対象にして届出制を設け、漁業の実態を把握することが目的。
- ・クロマグロを獲ることを目的とする曳き縄及び一本つり漁業者は届出をするように定められた。
- ・当該委員会指示を基に届出をしたものについて漁獲成績を年1回報告。今後も年1回自由漁業の届出及び漁獲量を国に報告することとなる。
- ・隠岐では種苗のための曳き縄等が盛んに行われているので、そういった漁業者の方々の名簿を作成し、漁協でまとめ、県を通して国にあげるといった作業が今後必要となる。
- ・平成22年7月19日海士町にて説明会開催。

◎委員質問

- ①死んだものについても数えて報告するのか。
- ②クロマグロを狙っていないときに偶然かかる場合でも届出をしなければならないのか。
- ③結局のところクロマグロを獲ってよいのか。



～担当者回答～

- ①出荷したものの報告を想定している。
- ②クロマグロを狙うわけではない漁業者の方は無理に届出する必要はない。
- ③獲ってよい。但し、広く漁獲量を把握するために届出をしなければならない。

5. 海区漁業調整委員会等の委員報酬について

島根県において非常勤の行政委員会委員報酬の見直しが行われたことについて事務局より説明がありました。

- ・2009年1月の大津地裁判決を契機に、全国的に地方自治体の行政委員会委員報酬の見直しが行われてきた。
- ・平成23年2月島根県議会にて委員報酬の改正案が原案のとおり可決され、平成23年度から施行。
- ・人事課が各委員の業務について調査し、恒常性が高い委員会については月額制を維持。隠岐海区漁業調整委員会委員報酬については日額制に分類。

おわりに

◎平成23年3月24日に第9期第1回隠岐海区海面利用協議会が開催され、隠岐における海面利用の現状及び問題、遊漁船業者の登録状況等々について意見が交わされました。

◎今が旬のイワシが例年と比較して豊漁が続いております。是非これを機会に食してみてもは如何でしょうか。

連絡先
 隠岐支庁水産局内
 隠岐海区漁業調整委員会事務局
 Tel：08512-2-9669
 Fax：08512-2-9674